

重度心身障がい者医療費助成 支給資格の更新時期です

重度心身障がい者医療費助成の支給資格者は、毎年7月中旬に資格証の更新手続きが必要です。

該当される方には、後日通知します。今年度の受付は、次のとおりです。

助成対象者

- ① 身体障害者手帳1級～2級
- ② 療育手帳A
- ③ 療育手帳Bと身体障害者手帳3級をお持ちの方です。

この更新手続きをしないと8月1日からの受給はできませんので、ご注意ください。

※高額医療・高額介護合算制度について、8月1日から申請受付が開始されます。高額介護合算医療費の給付対象となられた方は、届出が必要となります。

困った時は 早めに相談を!

- 悪質商法に気をつけて!
- インターネットには
危険がいっぱい!
- 借り過ぎ・多重債務にご注意!

武雄市消費生活センター
(武雄市役所北方支所内)
(相談専用)

(36)6022

■午前10時～午後4時
月曜日～金曜日まで相談を受け付けています。

■受付曜日と場所

▽7月24日(金)

8時30分～17時30分

武雄市役所1階会議室

▽7月27日(月)～31日(金)

8時30分～17時30分

武雄市役所2階福祉課

山内支所くらし課

北方支所くらし課

■問

くらし部福祉課

☎(23)9235

山内支所くらし課

☎(45)2906

北方支所くらし課

☎(36)6020



担当:田中

武雄市人づくり・まちづくり事業補助金

武雄市では、ふるさと創生基金を活用し、研修会、スポーツ大会、文化行事等への参加に要する費用の一部を補助しています。

区分	事業名	補助対象経費	限度額等(円/人)
人づくり事業	国内・国際 交流活動事業	各種団体において推薦、指名等を受け、公共団体等が主催(武雄市主催を除く)、共催又は後援する研修会等の参加に要する交通費及び宿泊費。	国内: 50,000 国外: 100,000 (年1回限り)
	スポーツ・ 文化活動事業	公共団体等が主催、共催又は後援する九州大会以上の運動競技会又は文化的コンクール等に県の子選会(推薦を含む)等を経て出場する際に要する交通費及び宿泊費。	50,000
まちづくり事業	伝統芸能伝承 活動事業	市の代表又は各種団体からの推薦、指名を受け、市外の行事、大会等の出場に要する交通費及び宿泊費。	50,000 (年1回限り)

■補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額です。ただし、スポーツ・文化活動事業は、義務教育終了前の参加者に限り、補助対象経費の4分の3以内の額となります。

なお、他の関係団体等から補助を受ける場合は、他の団体等からの補助額を補助対象経費から差し引き算出した額が対象経費です。

■国内の交通費及び宿泊費は、実費又は市条例の規定により算出した額のいずれか少ない額が上限です。

■スポーツ・文化活動事業は、市教育委員会の補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける場合があります。

■申請書は、必ず事前に提出してください。

■この事業により補助を受けた方は、本市の魅力あるふるさと事業に積極的に参画していただきますようお願いいたします。

■問

政策部市民協働課 ☎(23)9122

山内支所総務課 ☎(45)2511

北方支所総務課 ☎(36)2511